

第198回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和7年6月19日（木）

沖縄総合事務局

第198回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和7年6月19日（木）11時00分
場 所 沖縄総合事務局5階「海技試験室」

出席者：

公益委員 上原委員、大城委員
労働者委員 柴田委員、大城委員
使用者委員 角委員、亀谷委員

沖縄総合事務局 宇久田船舶船員課長、
宜名真海事振興・防災危機管理調整官、
宜保課長補佐、
桑江係員

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第197回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

- 資料1. 第197回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和7年5月分）
資料3. 令和7年「海の月間」について

上原部会長

定刻でございますので、第198回船員部会を始めさせていただきます。本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（桑江）

本日は、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

上原部会長

それでは、まず初めに、前回、第197回の議事録の承認を諮りたいと思いますが、お手元の議事録案をご確認いただき、何かご質問はございますか。

原案のとおり承認してよろしいですか。

～ 各委員より「はい」の声 ～

上原部会長

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（宜保補佐）

令和7年5月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は17件でした。

新規求人における内訳としては、

小型鮪延縄漁船に係る県内事業者1社より、船長4名、機関員4名、旅客船に係る県内事業者2社より、甲板員2名、

砂利運搬船に係る県内事業者2社より、航海士3名、機関員2名、ガット士2名

前月に比べ12件増加、また、前年同月に比べ14件増加となっております。

月間有効求人数は28件でした。

前月に比べ9件増加、また、前年同月に比べ13件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等19件、漁船9件となっております。

月末未済求人数は24件でした。

●求職状況について

新規求職数は13名でした。

前月に比べ6名増加、また、前年同月に比べて7名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等12名、漁船1名となっております。

●新規求職した者の退職理由又は求職理由別内訳について

5月の新規求職者13名の退職理由は、船舶所有者都合（事業閉鎖）が1名、自己都合が8名、海上勤務中の転職希望が2名、陸上勤務中の転職希望が2名となっております。

新規求職した者が所属していた会社所在地は、管内が5名、管外が8名となっております。

●求職状況について

月間有効求職数は27名でした。

前月に比べ5名増加、また、前年同月に比べて11名増加となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等22名、漁船5名となっております。

月末未済求職数は21名でした。

●成立状況について

5月の成立は3件でした。

●求人倍率について

5月の月間有効求人倍率は、1.04倍でした。

前月に比べ0.18ポイント増加、前年同月に比べ1.52ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は8名、支給延べ件数は4件です。

基本手当支給額は、商船等4件で343,541円でした。その他、再就職手当の支給として、商船等2件で1,089,165円、高年齢求職者給付金の支給として、商船等1件で319,700円、総支給額は1,752,406円でした。

以上、令和7年5月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

上原部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、

何かご質問などはございますか。

大城委員

すみません。新規求人数の内訳詳細を聞き逃したのでもう一度教えてもらえたると思います。

事務局（宜保補佐）

新規求人数は17件で、新規求人における内訳としましては、小型鮪延縄漁船、県内1社より船長4名、機関員4名です。それから、旅客船、県内2社より甲板員2名、砂利運搬船、県内2社より航海士3名、機関員2名、ガット士2名となっております。

大城委員

分かりました。ありがとうございます。

上原部会長

他にございますでしょうか。

亀谷委員

有効求人倍率について、1ページでは1.04になっていますが、最後のページのグラフの有効求人倍率が0.93になっているんですけども、どちらかが間違いないですか。

事務局（桑江）

すみません。1.04が正しいです。グラフが修正前の数字のままになっていました。

上原部会長

それでは訂正をお願いします。

その他ございますか。ないようでしたら意見交換に移りたいと思います。それでは、意見交換に入りたいと思います。何かご意見お持ちの方いらっしゃいますか。前回お休みされた柴田委員から何かございますか。

柴田委員

ご指名ありがとうございます。

すみません、先月は欠席させていただきまして。幾つか僕から、まず、久米島オーシャンジェット社の本部港周航、久米島航路の参入に向けて鯨の衝突の危険性が非常に高いという話で物議を醸し出して、オーシャンジェット社も予防対策というか、そういうものを打ち出しているんですけれども、総合事務局側から見たときに、鯨に対する予防対策をど

ういう見方で見ているのかというのが、まずお伺いしたいところでございます。

仮になんですけども、今どこまで進捗しているかとか随時聞いてはいるんですが、事業をやるにしても非常に大きな費用がかかると思われます。今、オーシャンジェット社が打ち出しているものに対して、総合事務局側から、今、何かアプローチをかけているもの、運航に関する安全基準とかずっと僕は言ってますけども、そういったところがあるのかどうかをお伺いしたいです。

事務局（宜名真調整官）

ジェットフォイルの安全運航については鯨だけではなくて、ほかの関係もあると思うので、そこは運航労務監理官が安全管理規程を審査することになり、それをオーシャンジェットといろいろやり取りしている状況です。鯨についてもいろいろ話題になっていて、その辺を安全管理規程の中に盛り込んだ形で、安全な運航を図れるようにということで運航労務監理官の方で調整中です。どういう書きぶりになるかは分かりませんが、高速で走りますので、鯨のみならず漁船等も含めた形で、安全な運航が確保されるよう調整しているところ、また、船舶検査官のほうでも、船のオペレーターマニュアルというのがあるようとして、それをオーシャンジェット側と調整をしている段階です。

最近の進捗ですが、まだ申請書が出そろってなくて、受付も終わっていないので、具体なところの事業計画とか、その辺の中身がまだ審査ができない状況です。なので、正式に受付をした段階で、いろいろオーシャンジェット社と調整していきたいと考えております。

柴田委員

分かりました。もう一点いいですか。石垣市の台湾航路も今、気にしているところで、この辺の進捗状況はいかがですか。市が主体となってやる形だと思うんですけども、どういう相談があるとか、どういう申請だとか、何かあれば教えてほしいです。

事務局（宜名真調整官）

そこがまだ我々もよく分からぬ状況です。（新聞報道による情報のみ把握）

柴田委員

例えばパナマ籍かもしけないという話なんでしょう。要はその自国の検査が及ばないところ、総合事務局が立ち入っていろいろやれるところの範疇がかなり限られるという話になってくるんですよね、外国籍扱い

になると。安全基準に対してもパナマだったら、パナマの話になっちゃうし、船員のほうも外国人の船員がほとんどになるでしょうから。この石垣と台湾って非常に海域的にも特殊というか、制限がかなりあるかもしけないけども、目を利かせておいたほうがいいんじゃないかなと。

事務局（宜名真調整官）

運輸部に外国船舶監督官がいますので、外国船舶監督官のほうで、当該船舶に立ち入ったりというのもあり得ますので、そこでは正すべきところがあれば指導するという形になるかと思います。

柴田委員

石垣にも外国船舶監督官は配置されてるんですか。

事務局（宜名真調整官）

いや、本局から出張します。

柴田委員

常時はいないということですね。

事務局（宜名真調整官）

常時はないです。入港の機会を捉えて出張する形になります。

柴田委員

なるほど。分かりました。

上原部会長

ありがとうございます。そのほか何かございますか。

角委員

よろしいでしょうか。久米島オーシャンジェットの件なんですけれども、事故が起きないための準備というか、そういうのはよく分かりますけど、その後です。事故が起きたら、鯨が当たったら、基本的にはもう航行不能になりますよね。そういうときどういう形で乗客を降ろすというか、どういう想定を今ある程度イメージされてるんですか。

事務局（宜名真調整官）

衝突した直後のということですか。

角委員

要は基本的にはジェットフォイルの場合航行できなくなるじゃないですか。ジェットフォイルは浮いたままだけど乗客がいっぱいいらっしゃいます、そういったときの下船の方法ですよね。何かマニュアル化されたのが出て来るんですかね。事故が起きないための安全規程というのはよく分かるんですが、起きた後どうするのか。

事務局（宜名真調整官）

起きた後ですね。その辺も運航労務監理官の範疇になると思うんですけど、確かに対策は取っておかないといけないかなと思います。担当部署にはしっかり対応するように言っておきます。

上原部会長

ありがとうございます。そのほか何かありますか。ないようであれば事務局から資料の関連、資料の説明をお願いいたします。

事務局（宜名真調整官）

私から資料3の説明です。毎年恒例なんですけど、今年も7月を「海の月間」ということで位置づけて、下のほうに記載されています関係機関、それぞれ(1)から(6)までのイベントを開催予定となっております。よろしくお願いします。お知らせです。

2枚目、これは去年のものなんですが、7月1日に琉球新報と沖縄タイムス両紙に「海の月間」ということで各種イベントを掲載して広告する予定でございます。以上です。

上原部会長

この関連資料について何か質問ありますか。よろしいですか。

柴田委員

部会長、すみません。もう一点、聞きたいことがあって、先日、JML、講習とか小型も含めていろいろやられてる機関ですけども、その方がお見えになって、今度6級海技士の短期養成講習を沖縄で開催を今年中目指してやっていきますので、ぜひご協力お願いしますと挨拶に来られたんですけど、国の方からも、6級海技士の短期取得ができるようなカリキュラムができる所はお願いしますみたいな話があって、JMLもそれを受け、今回沖縄のほうでやって。多分、主要なところは亀谷委員のところの漁船が、水産高校卒業していない人たちが漁船に乗るときに海技士免許を短期で取れるというのが一番大きいメリットとしてはあるんです。マグロ協会さんにも挨拶に行って、非常に好印象でしたということで。総合事務局さんのほうもバックアップとまでは言わないで

すけど、それを後押してある感はあるんですか。僕はこの話挨拶に来られて初めて聞いたんで。

事務局（宇久田課長）

JMLが独自に集客してやつてることになります。今回、マグロのほうは漁協からお願いして、人が集まつたのでやりますということになったと。

柴田委員

一応、そういう話は來てるということですか。

事務局（宇久田課長）

はい。

柴田委員

1ヶ月ぐらい座学まずやって講習卒業した後に、民間の商船とか何でもいいんですけど、乗船歴1ヶ月ぐらいであつという間に6級が取れるという、そういう仕組みだと思うんだけど。

事務局（宇久田課長）

はい。

柴田委員

これいつからって聞いてますか。

事務局（宜保課長補佐）

申込みはこれから。8月下旬、夏ぐらい。

柴田委員

夏休みぐらい、そうですか。

事務局（宜保課長補佐）

6級の機関が対象とは聞いております。

柴田委員

そうですか。

事務局（宇久田課長）

おっしゃるように今回の講習は漁船が対象で。商船のほうは。

柴田委員

商船はちょっと 6 級はねという感じで。亀谷さんご存じでしたか。

亀谷委員

この 6 級海技士の話でよく聞くのが、今言った乗船履歴のところの話がよくマグロ界隈では出てくる話で、簡単に言えば、総合事務局さん厳しい。規制緩和と言いながら、だんだんだんだん厳しく、厳しく、厳しくしてあるというのがマグロ協会は分かってるから。必要な乗船履歴 1 年、2 年、3 年とかあるんですけど。

事務局（宜保課長補佐）

機関の運航だと、2 年だと思うんですけど。

亀谷委員

要はこの 19 トンクラスの、総合事務局さんに登録されている船はいいんですけど、それ以外の 10 トン未満の乗船履歴のところの話かな。たしかその辺のところで必要な乗船履歴を満たす、満たさないところで、かなり厳しい制約を受けてるという話は耳に入ってくるところです。

事務局（宜保課長補佐）

そうですね。漁船 10 トン未満は船員手帳がないので。

柴田委員

ないから、そうなんだ。

事務局（宜保課長補佐）

はい。それで組合さんからいろいろ書類を要求してるところはありますね。

事務局（宇久田課長）

やっぱリルールがあって、このルールを満たさない状態でもしも受けてしまったら、後で免状取消しということも出てくるので。

事務局（宜保課長補佐）

不正受験につながってしまうので。

柴田委員

なるほど、10 トン未満ね。

亀谷委員

そう、同じマグロ船なんですけど、10トン未満は船員手帳持っていないので、その辺のところでどう乗船履歴を確保するかというところが、かなり厳しいという話は耳に聞こえてきます。

柴田委員

今この話だと、マルシップはかなり救われるケースが多くて。近海マグロでやってる例えば9トンとか、8トンとか、特定技能の外国人入れてるところは、対象外になるってこと。

事務局（宜保課長補佐）

履歴を証明するものがなければ、組合さんから乗船履歴を証明してもらったり、あとは船舶検査証書の写しなどは求めるかなと思います。

柴田委員

なるほど。本来1～2年かかるところが、この短期講習だったら3か月とかかな下手すると。3、4か月、半年かからないと思うんです。

亀谷委員

それがマグロのその話につながっていくんであれば、取らせたい。取りたいという人もいっぱいいるんだけど、この乗船履歴のところでひっかかるという話はよく耳にしてました。

柴田委員

なるほどね。

上原部会長

情報ありがとうございます。それでは、事務局から次回の開催についての連絡等をお願いします。

事務局（桑江）

7月の船員部会は、7月17日木曜日、当局5階の聴聞室兼会議室で11時から開催いたします。4月にお配りした年間開催予定表から場所が変更になりましたのでご注意ください。後日、改めて案内の文書をメールで送付いたしますので、ご出席できない場合は事前に事務局までご連絡をお願いいたします。

また、今回の議事録案につきましても後日メールで照会させていただきますので、ご確認お願いします。

上原部会長

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本月の船員部会を終了といたします。お疲れ様でした。